54	54	9			
55	55	9			
56	56	9			
57	57	9			
58	58	9			
59	59	10			
60	60	10			
61	61	10			
62	61				
63	62				
64	62				
65	63				
66	63				
67	64				
68	64				
69	65				
70	65				
71	66				
72	66				
73	67				
74	67				
75	68				
76	68				
77	69				
78	70				
79	71				
80	72				
81	73				
82	74				
83	75				
84	76				
85	77				

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一三九

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第二の一及び二の表中「117,500円」を「116,500円」に改め、別表第二の三から五までの表中「119,700円」を「118,500円」に改め、別表第二の六の表中「132,800円」を「129,500円」に、「124,300円」を「122,400円」に改め、別表第二の七の表中「142,600円」を「142,300円」に改め、別表第二の九の表中「139,700円」を「139,300円」に改める。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―二四（通勤手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―二四―一五

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号を次のように改める。

一　次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものに限る。）

イ　法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定による採用（法第八十一条の二第一項の規定により退職した日（法第八十一条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ　派遣法第二条第一項の規定による派遣（官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣（以下「交流派遣」という。）又は法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ　官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされたこと。

ニ　規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職したこと。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。